

あかびらエルムデイサービス
指定地域密着型通所介護事業及び
介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

社会福祉法人 赤 平 友 愛 会

社会福祉法人赤平友愛会あかびらエルムデイサービス
指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人赤平友愛会が開設する社会福祉法人赤平友愛会あかびらエルムデイサービス（以下、「施設」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員、機能訓練指導員、及び調理員その他の職員（以下、「通所介護職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、通所介護計画に基づいて必要な全体的な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることに努める。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 所 社会福祉法人赤平友愛会 あかびらエルムデイサービス

(2) 所在地 赤平市幌岡町47番地

(職員の職種、員数及び業務内容)

第 4 条 施設に次の職員を置く。ただし、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

(1) 施設長(管理者) 1名(常勤職員、兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業の申し込みに関わる調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 事 務 員 1名以上(常勤職員、兼務)
必要な事務を行う。

(3) 生活相談員 1名(常勤職員)
利用者及び家族の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

(4) 看護師又は准看護師 1名(非常勤職員、兼務)
検温、血圧測定等を行うほか、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名(非常勤職員、兼務)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 介護職員 2人以上(非常勤職員)
利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく必要な介護を行う。

(7) 調 理 員 (業務委託)
利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日より1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時より午後5時とする。

(3) サービス提供時間 午前10時より午後3時とする。
ただし利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではない。

(利用者の定員)

第 6 条 1日に指定地域密着型通所介護サービスを提供する定員は18名(介護予防・日常生活支援総合事業の定員を含む)とする。ただし、災害そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限り

ではない。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、赤平市の区域とする。又、その他希望があれば他市町村の利用者でも実施する。

(指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第 8 条 指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活の援助

- ① 排泄の介助
- ② 移動の介助
- ③ その他必要な身体の介助

(2) 入浴の介護

- ① 一般浴槽による入浴
- ② 個浴による入浴

(3) 機能訓練

(4) 送 迎

(5) 食事の介護

(6) 相談・助言

(通所介護及び介護予防介護計画の作成等)

第 9 条 通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別の通所介護計画及び予防通所介護計画を作成する

2 通所介護計画及び予防通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画及び予防通所介護計画に基づき各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第 10 条 施設は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3 施設は、サービスを提供するに当たって、その通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

4 施設は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

5 施設は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、通所介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る。

(利用料等)

第 11 条 指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の介護サービスの提供を受けた利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、各市町村から交付される介護保険負担割合証により決定された割合の額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎

① 施設から、片道5キロメートル以上10キロメートル未満

1回につき 500円

② 施設から、片道10キロメートル以上

1回につき 1,000円

(2) 食費

食費1回あたり 525円

(3) おむつ代

尿取りパット1枚につき 30円

テープタイプ1枚につき 150円

(4) 利用者が特に希望する日用品については実費

(5) クラブ活動、レクリエーション等に参加希望者のみ材料費等の実費

3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。又、その支払いに同意する旨の署名(記名押印)受けることとする。

(利用料の変更等)

第12条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(緊急時などにおける対応方法)

第13条 職員は、指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し適切な措置を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、事故記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない

(非常災害対策)

第15条 施設は、土砂災害を含めた非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年1回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

第16条 (衛生管理及び感染症対策)

施設は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

2 施設は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、定期的に(おおむね6か月に1回以上)開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

3 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

4 施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施する。

(虐待の防止)

第 17 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施する。
- 5 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(個人情報の保護)

第 19 条 施設及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 施設は、関係規格、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

(職場におけるハラスメント)

第 20 条 施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第 21 条 施設は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、北海道国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、北海道国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(その他運営についての留意事項)

第 22 条 施設は、指定地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業従業員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人赤平友愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成１２年　４月　１日から施行する。

この改正規程は、平成１４年　１月　１日から施行する。

平成１７年１０月　７日改正の第４条第１項、第９条第２項は、平成１７年１０月　１日から適用する。

平成１８年　５月２６日改正の指定介護予防通所介護事業に係わる事項は、平成１８年　４月　１日から適用する。

平成２０年　３月２１日改正の規程は平成２０年　４月　１日から改正するものとする。

この改正規程は、平成２０年１２月１０日から適用する。

この改正規程は、平成２１年　３月２７日から適用する。

この改正規程は、平成２５年　６月　１日から施行する。

この改正規程は、平成２６年　４月　１日から適用する。

この改正規程は、平成２７年　８月　１日から適用する。

この改正規程は、平成２８年　３月２０日から施行する。

この改正規程は、令和　６年　４月　１日から施行する。